

個人情報と診療記録

FRONT ESSAY FRONT ESSAY

●医療安全を評価できる診療記録のあり方

医療訴訟を起こされる恐れがある場合はカルテのコピーを渡さない。こうした考えの病院が四つに一つ、26%に上る――。大学病院などでも五分の一が訴訟を前提としたカルテのコピーには応じないとしており、民間病院にいたっては三分の一に上る――。全国の主要な病院を対象に朝日新聞社が実施したアンケート（平成13年）で、こんな実態が明らかになりました。

以前は、医療機関に対するカルテ開示は、厚生労働省が2003年9月12日に定めた「診療情報の提供等に関する指針」に基づいて行われていました。しかし、これは行政が定める指針に過ぎず、カルテ開示を求める根拠となる法律はありませんでした。

2005年4月1日より「個人情報の保護に関する法律（個人情報保護法）」が施行され、法律に基づいてカルテ開示を求めることができるようになりました。同法の適用があるのは、5,000件を超えるデータを有する場合ですが、同法の趣旨を尊重して、同法施行以前に比べれば、患者の権利意識の高まりもあり、最近ではカルテ開示を求められる機会も増えつつあり、カルテ開示に応じる医療機関が多くなりました。

医事紛争で見られる診療記録の三大問題点として、①不十分な記載（診断や治療の根拠と正当性、電話でのやりとり等）②意図しない不適切な記載（うっかり誤った記載や複写、きたなくて読めない文字、記載忘れ等）③記録の内容に関する問題（医療従事者間で内

2008 No, 2
島田病院医療安全管理委員会が送る
患者さまと職員の安全に関するニュース

●●
FRONT ESSAY
医療安全を評価できる診療記録のあり方

容の異なる記載等）と言われています。

大阪府の「医療事故防止対策ガイドライン」の中に医療事故防止のための基本的事項及び院内管理体制の強化として、診療録等の記載について以下のことが記されています。

「診療録は、医療に携わるチーム全体にとって重要な情報源であり、いざ問題が発生した際の唯一の証拠になります。診療録は社会的にも公文書性格を有していることを再認識し、客観的に、だれが見てもわかりやすく、正確かつ丁寧に記載するなど、十分な配慮が必要です。」

【診療録の記載事項】

- (1) 診断並びに治療計画策定への思考過程、治療方法、予後等を的確に記載する。
- (2) 診断の根拠や治療による不利益・副作用等について、患者さんや家族への説明内容、それに対する理解度も記載する（インフォームドコンセントの内容を記載する）。
- (3) 手術・検査等を行う場合、署名、捺印された同意書を添付する。
- (4) 患者さんの状況変化等、治療行為は流れが分かるように経時的に記載する。
- (5) 手術記録は手順がわかるような文章と図で示し、できるだけ術中・術後の状況を記録する。
- (6) 記載者本人のみが判読できるような記載は慎み、日本語（保険診療用語）による記載とする。

【その他諸記録の記載】

その他の診療に関する諸記録は、他の医療関係者とも情報を共有することもあるため、明確かつ簡潔な記載を旨とし、主観を排し客観的事象のみ記載する。

診療に関する諸記録の正確な記載は、事故の防止に役立つとともに、万一事故が発生した場合においても、適切な対処ができます。記録は正確かつ丁寧に記載する習慣をつけるとともに、上司・先輩・同僚などのチェックを受け、医療の質の向上につなげていくことの大切さを理解し、チームとして医療安全を評価できる診療記録への取り組みを共に推進していきましょう。

事務部診療情報管理室 室長 林 辰三

●個人情報保護研修の開催して

NPO 日本ネットワークセキュリティ協会がまとめた「2007年情報セキュリティインシデントに関する調査報告書」（2008年9月1日改訂版）によると、約3,053万人の漏えいがあり前年と比較すると約800万人増という、もっとも漏えい人数が多かった年である事が報告されています。

大切な情報に触れる事の多い我々は、情報の大切さを常に意識しながら日々の仕事に向かい合っていかなければなりません。法人内のルールを定めて個人の情報を守る事を、我々の社会的責務である事を宣言しています。そして、継続した個人情報保護への意識を高める事を目的とした研修会を1年に1度開催しており、本年は、9月18日に開催致しました。研修会では、102名の参加があり、上記のような話題提供に加えて個人情報保護に関する法律（個人情報保護法）や厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」について説明と、法人内のルールとして「個人情報保護に対する基本方針」、「個人情報保護規程」などのルールについて再確認をする



と同時に具体例などを抜粋して学びました。

技術的な安全対策と個々の意識の高まりが土台となります。情報保護という土台をしっかりと固めていきたいと思っています。

法人事務局情報システム課 課長 佐藤 貴志

●第3回学術集会のご案内

毎年11月は厚生労働省が定めた「医療安全推進週間」となっており、各地で様々なイベントや取り組みがなされています。そのひとつの「第3回学術集会」をご紹介します。

今年で第3回目となります学術集会は、医療の質・安全学会（2005年設立）が主催し、過去の学術集会では、医療の質と安全をめぐる課題について、さまざまな角度から検討が行われ、医療の質と安全に関する知識や実践の知恵を幅広く得られる学術集会であり、今回は医療の質と安全を確保するための“知”を結集して“実践の革新”に繋げる学術集会にしたいと主催者は述べています。

この学会は、医療従事者のみならず様々な分野から多くの人が参加をし、医療の質と安全について語られる場なので色々な視点から意見を聴けるいい機会なのでぜひ参加してみたいかでしょうか。



【主催】
医療の質・安全学会

【学術集会テーマ】
「知の結集と実践の革新」

開催時期 11月22日～11月24日

開催場所 東京ビックサイト会議棟

詳細・参加申込みはHPをご覧ください。

アドレス:<http://qsh.JP/2008/>

事務部総務課 望月 学

プランナー:事務部 林

次号は1月です!

発行人 医療安全管理委員会 編集担当 森下 幸子

発行所 医療法人永広会島田病院内